

京都市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（平成21年3月26日京都市条例第61号）（保健福祉局生活福祉部保険年金課）

後期高齢者医療に係る保険料のうち、普通徴収の方法によって徴収する保険料については、本市が、京都府後期高齢者医療広域連合から得る情報に基づき、4月1日から翌年の3月31日までを第1期から第12期までに区分し、各納期ごとに保険料の額を12で除した額を徴収することとしていますが、同広域連合が保険料の算定に使用する電算処理システムの改修に必要なプログラムについて、国からの提供が遅れたことから、本市が平成21年4月から同年6月までの間に普通徴収により徴収すべき保険料に係る情報を得ることができず、当該保険料の徴収ができないこととなりました。

このため、次のとおり、平成21年度における普通徴収によって徴収する保険料の納期及び各納期における保険料の納付額について、特例を定めることとしました。

普通徴収によって徴収する保険料の納期及び各納期における保険料の納付額

区 分	原 則	特 例
納 期	4月1日から翌年の3月31日までにおいて第1期から第12期まで	7月1日から翌年の3月31日までにおいて第1期から第9期まで
各納期における保険料の納付額	保険料の額を12で除して得た額	保険料の額を9で除して得た額

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

なお、平成20年度における保険料の納期及び各納期における保険料の納付額については、改正前の例によることとします。

京都市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第61号

京都市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

京都市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し中「平成20年度」を「平成21年度」に改め、同項を削る。

附則第3項中「平成20年度」を「平成21年度」に改め、「被扶養者であった被保険者以外の被保険者に係る」を削り、同項を附則第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 平成21年度に限り、保険料の納付額の算定に係る第3条第3項の規定の適用については、同項中「12（保険料の賦課期日後）」とあるのは、「9（7月1日以後）」とする。

附則第4項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成20年度における保険料の納期及び各納期における保険料の納付額については、なお従前の例による。

（保健福祉局生活福祉部保険年金課）